香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）は、加齢性難聴に対する早期対応、補聴器の適切な使用に関する普及啓発及び支援体制の整備並びに高齢者の外出機会の創出を目的とし、市町等が実施する通いの場等（県が指定するものに限る。）において言語聴覚士等の講義を受講し、医師に補聴器の使用が必要と認められた高齢者が補聴器を購入するために必要な経費に対し、予算の範囲内で交付するものとする。

　なお、助成金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は、県とする。

２　県は、市町と連携し、協力して本事業を実施する。

（事業の概要）

第３条　本事業は、次の各号の定めにより実施する。

（１）県は、加齢性難聴が認知症の危険因子の一つであること及び補聴器の適切な使用方法等に関する普及啓発を実施するため、市町等が実施する通いの場等に言語聴覚士等の専門職を派遣し、講義を実施するとともに、聞こえの簡易検査を実施し、難聴の可能性が高い者に対し、個別指導及び医療機関への受診勧奨を行う。

（２）受診勧奨を受けた者は、必要に応じて医療機関を受診し、補聴器の使用の要否について診断を受ける。なお、診察料、検査料等の受診に要する費用は、自己負担とする。

（３）前号の規定により受診した者について補聴器の使用が必要と診断した医師は、当該受診者に対し、香川県加齢性難聴対策推進事業に係る医師意見書（様式第１号。以下「医師意見書」という。）を交付する。

（４）県は、前号の医師意見書の交付を受けた者に対し、次条から第 10 条までの規定により助成金を交付する。

（５）県は、助成金の交付を受けた者に対するアンケート及び補聴器の購入先に対するヒアリング等により、補聴器の使用状況や補聴器の使用による生活の変化を調査し、補聴器の普及に向けた広報・啓発等に活用する。

（助成金の交付対象者）

第４条　助成金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

（１）県内に住所を有する 65 歳以上の者（本事業を実施する年度に 65 歳に達する者を含む。）であること。

（２）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に係るものに限る。）の交付対象とならない者であること。

（３）県が指定する前条第１号の通いの場等（住所を有する市町で実施されるものに限る。）に参加し、言語聴覚士等の講義を受講した者であること。

（４）医療機関を受診し、補聴器の使用が必要である旨の医師意見書の交付を受けた者であること。

（助成金の交付対象とする補聴器）

第５条　助成金の交付対象とする補聴器は、管理医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第２条第６項に規定する管理医療機器をいう。）であって、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす補聴器とする。

（１）公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店（以下「認定補聴器専門店」という。）で購入した補聴器

（２）公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器技能者（以下「認定補聴器技能者」という。）が常駐している販売店で購入した補聴器

（助成額）

第６条　助成金の額は、前条に規定する補聴器（これに附属する電池、充電器、イヤモールドを含む。）の購入費の２分の１とし、30,000 円を上限とする。

２　前項の規定による額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　第１項の購入費には、修理、部品交換等の費用、補聴器に関する附属品単体での購入に要する費用その他補聴器の購入に直接関係しない費用は含まないものとする。

４　助成金の交付は、１人につき１回に限り行うものとする。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者は、当該助成金に係る補聴器を購入する前であって、知事が別に定める日までに、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、住所を有する市町を経由して、知事に提出するものとする。

（１）医師意見書

（２）認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者により作成された補聴器に係る見積書の写し（前号の医師意見書の内容に応じた第５条に規定する補聴器に係るものであって、型番が確認できるものに限る。）

２　市町は、前項の規定による申請書の提出があったときは、申請者が第４条の要件に該当することを確認した上で、申請書を知事に提出する。

（助成金の交付決定）

第８条　知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知し、不適当と認めるときは、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第９条　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第７条第１項

第２号の見積書に係る補聴器を購入し、知事が別に定める日までに、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付し、市町を経由して、知事に提出するものとする。

（１）購入した補聴器の領収書の写し

（２）購入した補聴器の型番が確認できる書類

２　知事は、前項の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の額を確定するものとする。

３　知事は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金確定通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第 10 条　交付決定者は、前条第２項による助成金の額の確定後、知事が別に定める日までに、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付請求書（様式第７号）に、振込口座の情報が分かる書類を添付し、市町を経由して、知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

３　交付決定者が第１項に定める日までに請求を行わなかった場合は、交付決定を辞退したものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第 11 条　知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（１）偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたとき。

（２）この要綱の規定に違反したとき。

（３）助成を受けて購入した補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

（４）その他知事が特に必要と認めたとき。

２　知事は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付決定取消通知及び助成金返還請求書（様式第８号）により通知する。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年５月 12 日から令和９年３月 31 日まで施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から令和９年３月 31 日まで施行する。

様式第１号（第３条関係）

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付に係る医師意見書

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴力検査の結果
（４分法）</td><td colspan="2">左耳：　　dB</td><td>右耳：　　dB</td></tr>
<tr><td>検査実施年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>補聴器の使用の要否</td><td colspan="3">要　　・　　否</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記の者は、聴力低下によって日常生活に支障があるため、補聴器の使用が必要であると認める。

年　　月　　日

所　在　地

医療機関名

連　絡　先

医 師 氏 名</td></tr>
</table>

※聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象となる場合（両耳の聴力レベルが70dB以上、又は、片方の耳の聴力レベルが90dB以上でもう片方が50dB以上）は、本事業の対象外である。

様式第２号（第７条関係）

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金　交付申請書

年　　月　　日

香川県知事　殿

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金の交付を受けたいので、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付要綱第７条第１項の規定により申請します。

なお、交付要件に係る審査のため、県及び市町が私の聴覚障害による身体障害者手帳の有無その他必要な事項について、調査することに同意します。

記

申　請　者 （助成対象者）	フリガナ	
	氏　　名	
	住　　所	〒
	電話番号	
	生年月日	年　　月　　日　　（　　歳）
手続を行う者 ※申請者（助成対象者）と異なる場合のみ	フリガナ	
	氏　　名	
	住　　所	〒
	電話番号	
	申請者（助成対象者）との関係	
書類の送付先	□ 申請者（助成対象者）　　□ 手続を行う者	

助成要件確認 （全項目を チェック）	□　県内に住所を有し、65 歳以上（本事業を実施する年度に 65 歳に達する者を含む。）である。 □　身体障害者手帳（聴覚障害に係るもの）の交付対象ではない。 □　県が指定する通いの場等（住所を有する市町で実施されるもの）に参加し、言語聴覚士等の講義を受講した。 □　下記の書類を全て添付している。 ・加齢性難聴対策推進事業に係る医師意見書（様式第１号） ・認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者により作成された補聴器に係る見積書の写し（医師意見書の内容に応じた、管理医療機器に係るものであって、型番が確認できるものに限る。） ※必要に応じて、その他の資料等をご提出いただくことがあります。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

様

香川県知事

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金　交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

申請者 （助成対象者）	
決 定 区 分	助成を認める
助　成　額	円
備　　考	

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

様

香川県知事

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金　不交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金について、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

申請者	
決 定 区 分	助成を認めない
助成を認めない理由	
備　　考	

様式第５号（第９条関係）

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金　実績報告書

年　　月　　日

香川県知事　殿

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金について、下記のとおり報告します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申　請　者
（助成対象者）</td><td>フリガナ</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>交付決定額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>補助事業実績額
（領収書の金額）</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">【添付書類貼付欄】
①購入した補聴器の領収書の写し
②購入した補聴器の型番が確認できる書類　を貼付　（①で型番が確認できる場合は省略可）
※枠に収まらない場合は、別紙として本報告書と併せて提出してください。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
</table>

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

様

香川県知事

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金　確定通知書

年　　月　　日付けで交付決定した香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金について、提出のあった香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金実績報告書に基づき、次のとおりその額を確定しましたので、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付要綱第９条第３項の規定により通知します。

記

１　交付確定額　　円

様式第７号（第 10 条関係）

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金交付請求書

（アラビア数字で記載し、頭書に“¥”の記号を付し、訂正しないでください。）

		万	千	百	十	円
金　　額						

ただし、香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金として
（上限 30,000 円）

上記の金額を請求します。

年　　月　　日

香川県知事　　殿

【申請者（助成対象者）】

住　　所　　〒

（ﾌﾘｶﾞﾅ）

氏　　名

連絡先（電話番号）

口　座 振替払	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協			本店 支店 支所 出張所				
	預金種目	口　当座			口　普通				
	口　座　番　号								
	（ﾌﾘｶﾞﾅ） 口座名義								

【注意事項】

振込口座は、申請者（助成対象者）の本人名義の口座としてください。

必要な添付書類	振込口座の情報が分かる書類（通帳１ページ目の写しなど）

様式第８号（第 11 条関係）

年　　月　　日

様

香川県知事

香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金
交付決定取消通知及び助成金返還請求書

年　　月　　日付けで交付決定した香川県加齢性難聴対策推進事業補聴器購入費助成金について、下記の理由により交付決定を取り消します。

支払済みの助成金について返還を求めますので、添付の納入通知書により、必ず期限までに納付してください。

記

取消しの理由	
取消しの金額	円
うち支払済の金額	円
返還請求額	円
納付期限	年　　月　　日